

日本語教育機関認定法施行令案について

- ◆ 日本語教育機関認定法では、下記の場合は、政令で定める審議会等の意見を聴くこととなっており、教育機関の認定等に関する専門的知見が必要になるとともに、法の所管が文部科学省へ移管されることも踏まえ、中央教育審議会（生涯学習分科会）とすることとする。（第 1 条、附則第 3 項）

- ・日本語教育機関の認定基準を制定・改廃するとき
- ・日本語教育機関を認定するとき又は認定を取り消すとき
- ・認定日本語教育機関への勧告又は命令をするとき

- ◆ 登録日本語教員の登録等、日本語教員試験の受験、文部科学大臣が自ら実施する実践研修の受講の手数料について、実費を勘案して以下のとおり定めることとする。（第 2 ～ 4 条）

登録日本語教員の登録	登録	4,400円
	登録証の再交付・訂正	2,500円
日本語教員試験の受験	通常	18,900円
	基礎試験免除	17,300円
	全部免除	5,900円
実践研修（文部科学大臣が自ら実施するもの）の受講		50,900円

- ◆ 実践研修については、実際には登録実践研修機関が実施することを想定しており、以下の基準に従って各機関が定める受講料の額を文部科学大臣が認可することとする。（第 5 条）

- ①手数料の額が当該研修事務の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。
- ②特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

- ◆ 施行期日は法と合わせて令和 6 年 4 月 1 日とする。ただし、法の施行に向けた認定基準の制定のため、準備行為として中央教育審議会の意見聴取は公布の日から行うことができることとする。（附則第 1 項、附則第 2 項）